

## 第2回町田市情報公開・個人情報保護運営審議会

・2022年5月16日（月）午前10時00分～午前11時28分

於 町田市役所2階 会議室2-2

・出席委員 川野、島田、服部、鶴田、嘉藤、中、小林、向中野、渡邊、風間、佐藤、  
宇賀神、石井、水町——14名

・欠席委員 岡本——1名

・会議公開又は非公開の別 公開

・傍聴者数 0名

午前10時00分開始

事務局 それでは、定刻になりましたので、ただいまから2022年度第2回の町田市情報公開・個人情報保護運営審議会を開催いたします。

本日は、岡本委員から欠席のご連絡をいただいておりますが、出席委員が3分の2以上ございますことから、審議会条例第6条の規定に基づきまして、審議会が開催できますことをご報告申し上げます。

本日ご審議いただく案件は、諮問8件でございます。それから、報告を2件予定しています。

資料については、事前にお送りしました資料番号の1から11をご覧ください。また、本日、机上に資料2の差替え分、資料3の差替え、それから、本日初めてお配りする資料として、資料12-1、12-2がございます。皆様、不足等ございませんでしょうか。ご確認いただければと存じます。よろしいでしょうか。

それでは、本日から委員の方が1人交代をいたしまして、八柳委員から渡邊委員にこの審議会に加わっていただいています。

それでは、渡邊委員、一言自己紹介をお願いできればと思います。

渡 邊 渡邊真理子です。町田地区労働組合から参りました。よろしくお願いたします。

事務局 どうもありがとうございます。事務局からは以上でございます。

それでは、川野会長、どうぞよろしくお願いたします。

会 長 それでは、開会いたします。

議題の1、2022年度第1回情報公開・個人情報保護運営審議会会議録の確認についてでございますが、何かございますでしょうか。よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

会 長 それでは、これで確定いたします。どうもありがとうございました。

続きまして、議題の2、諮問でございます。

説明員の自己紹介をお願いいたします。

担当者 市民部市民課長、白川と申します。よろしくをお願いいたします。

担当者 同じく市民課玉川学園駅前連絡所担当係長、久保です。よろしくをお願いいたします。

会 長 それでは、ご説明をお願いいたします。

担当者 それでは、資料2、1「児童図書室利用者登録」業務の業務登録について、2「地域センター、駅前連絡所運営管理」業務における個人情報業務登録票、個人情報外部委託等登録票の変更及び外部提供についてご説明をさせていただきます。

内容のご説明に入る前に、訂正箇所がございます。資料2の1ページをご覧ください。

2、「『地域センター、駅前連絡所運営管理』業務における個人情報業務登録票の変更及び外部提供、外部委託等について」を「『地域センター、駅前連絡所運営管理』業務における個人情報業務登録票、個人情報外部委託等登録票の変更及び外部提供について」に訂正をお願いいたします。

次に、差替え資料2の8ページをご覧ください。

「委託等の内容」に④の分を追加、下記個人情報の項目に⑥「容姿（映像）」、⑦「自動車名」を追加、備考欄に一文を追加いたしましたので、こちらもご確認ください。

それでは、資料2の3ページをご覧ください。

玉川学園コミュニティセンターの児童図書室は約7,000冊の蔵書があり、地域の方々に利用されております。この図書室は、1975年に市立図書館分館のかわりとして設置され、1978年に市民部に移管されたものです。今回の登録に伴いまして登録票全体の精査をいたしましたところ、児童図書室利用に関する個人情報業務登録票の登録がされていないことがわかりました。さかのぼる形となり、大変申し訳ございません。本日諮問をさせていただきます。

「業務の目的」は、玉川学園コミュニティセンター児童図書室利用者の管理です。

対象者は、市内在住、在学、在勤の方です。

次に、4ページをお開きください。

個人情報記録の項目(1)「基本的項目」及び(3)「社会的地位等に関する項目」についてです。利用申込み時に、お名前、住所、連絡先、家庭環境——これは保護者や児童・幼児の別です。在学の方については学校名、在勤の方については勤務先を登録いたします。

また、図書の貸出しについてですが、利用者名、図書名、図書番号で管理をいたします。連絡注記事項も含め、(2)「思想・信条等に関する項目」に「図書室利用状況」といたしました。

次に、5ページ、「地域センター、駅前連絡所運営管理」業務における個人情報登録票、個人情報外部提供登録票、個人情報外部委託等登録票についてご説明をさせていただきます。

2021年5月に、老朽化に伴う玉川学園コミュニティセンターの改築工事が完成し、新しくコミュニティセンターがオープンいたしました。新施設には、防犯上の目的から防犯カメラを設置いたしました。この防犯カメラの設置に伴い、個人情報業務登録票、個人情報外部提供登録票、個人情報外部委託等登録票に登録した個人情報の項目等を変更する必要があるため諮問をさせていただきます。なお、諮問が遅くなり、大変申し訳ございませんでした。

個人情報業務登録票についてですが、「対象となる個人の範囲」に⑦「防犯カメラに写った者」を追加いたします。

6ページをお開きください。

個人情報記録の項目(5)「財産・収入に関する項目」に「自動車名」を、(6)「心身等に関する項目」の「容姿(写真)」に「映像」を追加させていただきます。

次に、7ページをお開きください。

個人情報外部提供登録票についてですが、捜査機関から協力依頼があった際に、映像に写った容姿と自動車名を外部提供するものです。

次に、差替え資料2の8ページをお開きください。

個人情報外部委託等登録票についてですが、建物総合管理業務委託契約の受託者

である警備員がモニターに写った防犯カメラの映像を確認する必要があるため、登録をするものです。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

会 長 それでは、本件につきましてご質問はありますでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、ご意見はございますでしょうか。よろしゅうございますか。

常々申し上げてきたとおり、防犯カメラの運用については慎重に運用していただくということ、これはほぼ常識になっていることでございますので、市民課のほうで全く問題ないとは存じますが、一応答申に慎重な運用ということをつけ加えた形で市の市長への答申としたいと思いますが、いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

会 長 では、そのようにさせていただきます。よろしくお願いいたします。

続きまして、議題の3でございます。

説明員の自己紹介をお願いいたします。

担当者 環境資源部循環型施設管理課長の林と申します。

担当者 同じく施設維持係担当係長、黒須です。よろしくお願い致します。

担当者 同じく運営管理係主任の鎌田と申します。よろしくお願い致します。

会 長 それでは、ご説明をお願いいたします。

担当者 それでは、資料の3、「バイオエネルギーセンター専門委員会」、「中間処理施設の廃棄物処理」業務の業務登録について、2、「運営協議会」業務における個人情報業務登録票の変更及び目的外利用に関しましてご説明させていただきます。

なお、本日、資料3につきましては差替え版をお配りしておりますので、そちらのほうをご覧ください。

業務の概要です。町田市バイオエネルギーセンターは2022年1月に本格稼働を開始しましたが、これに伴い、住民の方の安全・安心と施設の円滑な運営などを目的に、運営協議会、専門委員会を開催することとなりました。また、この4月には環境資源部では組織改編がありまして、事務分掌が変更されました。これにより、これまで所管しておりました一般廃棄物処理業の許可及び委託業務のうち、許可の業務が他課に移管されました。今回の諮問は、これらの変更等により必要になった個人情報の収集に関して業務登録及び既存業務の変更を行うものです。

では、まず、3ページ及び4ページの「バイオエネルギーセンター専門委員会」の業務登録についてご説明いたします。

専門委員会は、施設の稼働状況に重大な事項が生じた場合などに開催する委員会です。委員会は、学識経験者、市民、市職員で構成され、4ページに示す個人情報を収集いたします。

次に、5ページ及び6ページ、「中間処理施設の廃棄物処理」業務の業務登録についてご説明いたします。

組織の再編で、一般廃棄物処理業の許可及び委託業務のうち、当課に残った委託の部分ですが、新たに「中間処理施設の廃棄物処理」として登録するものです。

「業務の名称」につきましては、実態に合わせた表現にしております。

一般廃棄物は最終的な処分をするまでさまざまな中間処理を行っておりまして、市の直営の処理のほか、委託並びに許可業者によって処理を行っております。市が業者に委託するときや業者に許可を与えて業務を行わせるときには、法の規定により審査を行い、欠格要件を確認する必要があるがございます。委託、許可ともに欠格要件は法に定められておりまして、収集する個人情報は同様のものがございます。

個人情報の収集の対象となる範囲は法令のとおりでございます。収集するものとしましては、身分証明、健康状況、犯歴となります。

引き続き、7ページをご覧ください。

犯歴は本籍地の市町村に照会いたします。対象者の本籍地が町田市にあった場合、当市市民課へ照会するため、目的外利用の登録を行います。

最後に、運営協議会の変更についてご説明いたします。8ページをご覧ください。

町田市バイオエネルギーセンターの稼働に伴い、運営協議会が設置されましたので、既存業務の「業務の目的」及び「対象となる個人の範囲」を変更したものととなります。

また、委員は町内会・自治会を通じてご紹介いただくため、収集先を追加いたしました。

9ページをご覧ください。

個人情報の収集項目について、「電子メールアドレス」を追加いたしました。

最後、10ページをご覧ください。

町内会・自治会の連絡先について市民協働推進課から情報提供を受けるため、目的外利用の登録を行います。

説明は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

会長 それでは、本件につきましてご質問はありますでしょうか。

小林 数点あるんですが、まず1点、昨日の広報まちだで、バイオエネルギーセンターで火災が発生したということが報道されました。我々市民としても非常に心配をしているところであります。この専門委員会の設置は、こういういろんな事項を予想して、ここの文言にそれが書かれていますけれども、事前にもう検討されていたのでしょうか。それと、この専門委員会の委員はどのような構成を今考えられているのかというのが1点ですね。

それと、この文面を見ますと「重大な事項の」だから、これは事故も含めるし、いろんな設備の問題も含まれるのだろうと理解しますけれども、そういう問題があったときに「運営協議会に報告する」とありますけれども、市民には報告しないのかという非常に素朴な疑問があります。

それと、後で運営協議会の規定が加わるということで8ページに書かれています。当初は境川のクリーンセンターを対象にした運営協議会となっていましたけれども、今度はバイオエネルギーセンター近隣の15自治会も入れるということになりまして、境川と両方入れるわけですね。戻って3ページ目は、バイオエネルギーセンターのいろんな問題に関して専門委員会が報告するのは運営協議会というふうにしていますけれども、それは境川も含むという解釈でよろしいですか。ちょっと言葉じりだけとって申し訳ないんですけども、主な2点をお伺いします。

担当者 広報まちだで火災の件、5月15日号でお知らせさせていただきました。皆様には大変ご心配をおかけしております。専門委員会の構成につきましては、今回のような事故が発生したときに、その解決に向けて専門的な助言が必要であるという状況に至った場合は専門委員会を招集したいと考えて準備してまいりました。

専門委員会は、市の主張に対して専門的な見地からアドバイスをいただけるように、清掃工場とか、そういう業務に精通された方を学識の委員として検討したいと思っております。具体的な例で言いますと、全国都市清掃協議会とか、廃棄物の関係の知識をお持ちの方の団体がありますので、そういうところに委員さんをお願いしたいと検討しております。

それから、運営協議会に報告をして、市民の皆様にご報告をしないのかということにつきましては、ここでは地元の町内会向けに、一番近くでご心配いただかなきゃいけない皆様へのお知らせというところでは、まず近隣 15 町内会を対象にした運営協議会があるんですが、当然ごみの処理は全市のごみを処理しておりますので、今回、広報に出させていただきますが、ホームページや広報、SNS、環境資源部のほうで持っております SNS のアカウントを使ったり、さまざまな形で市民の皆様にはお伝えしていかなくちゃいけないと考えて実施させていただいているところです。

小 林 先ほどとダブるんですけども、その運営協議会の中身に境川も含まれるのかということですか。

担当者 はい。運営協議会は、これまで境川クリーンセンターの運営協議会というものが運営されておりましたが、今回、バイオエネルギーセンターについても追加になりましたので、両方が対象となります。

小 林 確認ですけども、実際に専門委員会はもう動いているのでしょうか。

担当者 まだ専門委員会自体の招集はしておりません。

小 林 選定はされているのでしょうか。

担当者 内々でこの方が望ましいのではないかという候補は考えておりますが、具体的な選定はまだでございます。

会 長 ほかにご質問はありますでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、ご意見はありますでしょうか。

小 林 今の件に関してでございますけれども、今の説明では、そういう重大な事案が起こったので作ったというような印象を受けました。本来的に言えば、市民の立場で考えますと、やはりあんな大きな設備を大転換、リプレースしたわけですから、それに対してはそれなりの専門家が入っているいろいろ審議するし、あと何が起こるかわかりませんので——バイオエネルギーセンターというのは、調べてみますと全国でも珍しい設備ですよ。

そういう中で、いろんなことを考えて市民の生活を守るという立場だろうと思えますので、事が起こってから作るというのは余りにも後手後手過ぎるのではないかと。起こったことは仕方ないことですが、やっぱり意見としては、事前に危険予知をして、そういう体制を確保すべきではないかというふうに承知しております。

す。これはここの条文云々の問題ではございませんけれども、こういうのが提案されましたので、そういうふうに申し上げたいと思います。

会 長 ほかにご意見はございますでしょうか。よろしゅうございますか。

今の小林委員のご発言は本審議会の管轄ではない部分でございますけれども、ただ、実際に市政を運営していく上で当然のことでございますので、今後ともどうぞ市民のための市政を推進していくためにいろいろと検討して、一番よい方法をとっていただきたいということでございます。

ということで、本件につきましては市長諮問どおり承認したいと思います、いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

会 長 では、承認させていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

続きまして、議題の4、諮問でございます。

説明員の自己紹介をお願いいたします。

担当者 保健所健康推進課統括係長、磯部と申します。

担当者 同じく主事の市川と申します。

会 長 それでは、ご説明をお願いいたします。

担当者 それでは、資料4、「地域保健普及啓発（健康推進課）」業務における外部委託等についてご説明させていただきます。資料の2ページをご覧ください。

町田市保健所では、市民の健康づくり及び公衆衛生に関する意識向上や健康づくりに関する取組を進めるため、地域保健普及啓発を行っております。その一環として、保健所が発行している広報紙「みんなの健康だより」について、市民アンケートを実施して意見を募り、より市民のニーズに沿った情報発信ができるようにしています。また、回答者の方に抽選でプレゼントをお送りしています。

なお、今回の諮問は委託登録を2022年3月で時限廃止したことから、新たに委託の登録を行うものです。委託に伴い、取り扱う個人情報の項目に変更はありません。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

会 長 本件につきましてご質問はありますか。

中 1つ教えてほしいんですけども、「委託等に係る保有個人情報の項目」の中で、7番に「希望賞品」となっていますよね。これは物品とかそういうことじゃな

くて、いわゆる表彰とか、感謝状とか、賞とか、そういうものの賞品ということですか。それとも、さっきおっしゃったプレゼントということに捉えるのか教えてほしいんです。

担当者 こちらはプレゼントというものになります。

会 長 ほかにご質問はありますか。

それでは、ご意見はございますでしょうか。よろしゅうございますか。

では、本件につきまして市長諮問どおり承認したいと思いますが、いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

会 長 では、承認させていただきます。よろしくお願ひいたします。

続きまして、議題の5、諮問でございます。

説明員の自己紹介をお願いいたします。

担当者 下水道経営総務課長、西澤と申します。よろしくお願ひします。

担当者 同じく下水道経営総務課の日比野と申します。

担当者 同じく総務係、北原と申します。

会 長 それでは、ご説明をお願いいたします。

担当者 それでは、資料の5、「町田市下水道事業計画評価委員会」業務の業務登録についてご説明させていただきます。

下水道事業計画評価委員会は、市の下水道事業計画について意見聴取、評価を行う懇談会として設置するものでございます。委員は、学識経験者、関係外部団体の代表、公募による市民で構成されます。

続きまして、それぞれの登録票についてご説明申し上げます。

それでは、3ページをご覧ください。

「対象となる個人の範囲」は、「委員会委員及び委員応募者」と「委員会傍聴希望者」です。

「他機関等からの収集」欄に記載されている団体は、下水道事業計画評価委員会に委員を推薦していただく団体となっております。

続きまして、4ページをご覧ください。

個人情報として収集する各項目につきましては、委員会委員の選考や謝礼を支払う際に必要な情報でございます。

続きまして、5ページをご覧ください。

下水道事業計画評価委員会委員と日程調整を行うための連絡手段として、電子メールを使用するためのコンピュータ処理等登録票です。

説明については以上になります。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

会 長 本件につきましてご質問はありますでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、ご意見はございますでしょうか。よろしゅうございますか。

本件は、「町田市下水道事業計画評価委員会」業務の設置に伴う登録でございますので、市長諮問どおり承認したいと思ひますが、いかがでございますか。

(「異議なし」の声あり)

会 長 承認させていただきます。よろしくお願ひいたします。

では、続きまして、議題の6、諮問でございます。

それでは、説明員の自己紹介、前の3人だけお願ひいたします。

担当者 政策経営部広報課課長の樋口と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

担当者 同じく担当係長の大口と申します。

担当者 同じく担当係長の本吉と申します。よろしくお願ひいたします。

会 長 それでは、ご説明をお願ひいたします。

担当者 それでは、まず、資料6、1「「広報まちだ」に関する意識調査」業務における個人情報業務登録票の変更について、2「シティプロモーション事業」業務における個人情報コンピュータ処理等登録票、個人情報外部委託等登録票の変更及びコンピュータ処理等についてご説明させていただきます。

広報課では、3～4年に1回程度の頻度で市の広報活動に関する市民の意識調査を行っており、今年度、2022年度に実施予定でございます。このたび本調査に係る登録票全体の精査をしたところ、既存の登録表現が実態と合わない部分がございますので、適切な表現になるように変更いたしました。

それでは、2ページをご覧ください。

個人情報業務登録票の「業務の名称」及び「業務の目的」を実際の調査目的に合う表現に変更しました。

次に、2、「シティプロモーション事業」に関する個人情報コンピュータ処理等登録票及び個人情報外部委託等登録票の変更についてご説明させていただきます。

内容のご説明に入る前に、ちょっと訂正箇所がございます。

5ページの「SNS (Twitter、Instagram、YouTube)」の「性別」については削除になります。訂正をお願いいたします。

それでは、改めましてご説明をさせていただきます。シティプロモーション事業に係る意識調査について外部委託し、情報をメール等でやり取りするに当たりまして、個人情報の項目を追加するものでございます。

また、グーグルフォームでのアンケートの収集のため、グーグルフォームシステムを新規登録するものでございます。

それでは、4ページをご覧ください。

個人情報コンピュータ処理等登録票、「システムの名称」に「グーグルフォーム」を新規登録いたします。

次に、6ページ、電子メールの項目に「性別」を追加いたしました。

続いて、7ページをご覧ください。

個人情報外部委託等登録票に「性別」を追加いたしました。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

会 長 本件につきましてご質問はありますか。

服 部 最初の広報のアンケートに関して質問させてください。これは記名式のアンケートのようなものが想定されているのかもしれないんですが、どんな規模で行われるのかという点。

それから、職業とか、地位とか、学歴はある程度聞くかなという気がするんですが、職歴も含めて情報収集されるようなので、職歴のようなものが必要になってくるアンケートというのはどういうものなのかなというのをちょっとお伺いしたいと思っております。

担当者 まず、規模でございますけれども、3,000人を想定しております。具体的には、住民基本台帳に基づきまして、15歳から80歳の間で無差別に抽出した3,000人の方々に調査票をお送りさせていただく予定です。

担当者 そもそもこの広報に関する調査なんですけれども、市民の方が求めている情報や市が伝えたい情報を適切な広報手段で提供することが目的でございます。ですので、いろいろな背景をお持ちの方々がどういった方法で情報を知っているのかというときに、その背景の1つとして必要ということで広報課のほうでは項目を設定しているところでございます。

服 部 抽象的にはよくわかったような気がするんですけども、実際に職歴が必要になるような質問とかを今までもされてきたということですかね。

担当者 職業につきましては今現在の職業についてのみお聞きしていますので、過去の職歴を聞くことはないということで、削除したいと思います。

会 長 ほかにご質問はありますか。

渡 邊 「コンピュータ処理等の条件」のところでお尋ねしたいんですけども、まず、担当者限定ということでは、どのぐらいの人数を課の中で限定するのかということ。

それから、「スクリーンセーバーを使用し」ということでは、そのスクリーンセーバーの作動するまでの時間で画面ののぞき見を防ぐということがあるんですけども、その作業をしている場所が簡単にのぞける場所なのか、それとも隔離とか、そういう場所であるのかということをお尋ねしたいと思います。

担当者 まず、担当者の人数はシティプロモーション業務をメインに行っている3名となります。

スクリーンセーバーの稼働までの時間は短いんですけども、10秒で稼働するようになっております。席は入り口から大分離れたところになっていて、後ろが壁になっているので、基本的に一般の方から見られることはまずないと考えております。以上です。

会 長 ほかにご質問はありますか。よろしゅうございますか。

それでは、ご意見はございますでしょうか。よろしゅうございますね。

では、本件につきまして市長諮問どおり承認したいと思います。いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

会 長 では、承認させていただきます。よろしくお願いたします。

続きまして、議題の7、諮問でございます。

説明員の自己紹介をお願いいたします。

担当者 子ども生活部子ども総務課長、大坪と申します。よろしくお願いたします。

担当者 同じく係長の奥と申します。よろしくお願いたします。

担当者 同じく主事の高橋と申します。よろしくお願いたします。

会 長 それでは、ご説明をお願いいたします。

担当者 では、資料7、「子ども・子育て会議」業務における個人情報業務登録票、個人情報目的外利用登録票、個人情報外部委託等登録票の変更についてご説明をさせていただきます。

まず、2ページをお開きください。

個人情報業務登録票、「業務の目的」についてでございますが、子ども生活部では第2期町田市子ども・子育て支援事業計画の見直しを進めております。町田市の子ども施策の現状及び課題を整理した上で、さまざまな子ども施策に対するニーズ量の更新を行ったデータを作成する必要があるがございます。このニーズ量の算定に、住民基本台帳の情報をもとに人口推計を作成する必要があるがございますので、こちらの「業務の目的」に「住民基本台帳の情報を基に人口推計を作成する」を追加しております。

続いて、4ページをお開きください。

個人情報目的外利用・外部提供登録票、「利用・提供の目的又は理由」に「人口推計を作成するため」を追加しております。

続きまして、5ページをお開きください。

個人情報外部委託等登録票、「委託等の内容」に、3「人口推計の作成」を追加しております。こちらは、人口推計の作成を業者へ委託するため追加をいたしました。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

会 長 本件につきましてご質問はありますか。よろしゅうございますか。

では、ご意見はございますでしょうか。よろしゅうございますか。

将来の子どもの数を推測するための人口推計ということでございますので、本件につきまして市長諮問どおり承認したいと思ひますが、いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

会 長 では、承認させていただきます。よろしくお願ひいたします。

続きまして、議題の8、諮問でございます。

説明員の自己紹介をお願ひいたします。

担当者 経済観光部産業政策課長、村上と申します。

担当者 同じく産業政策課担当係長の福元と申します。よろしくお願ひいたします。

担当者 同じく産業政策課主任の桑原と申します。よろしくお願いいたします。

会長 それでは、ご説明をお願いいたします。

担当者 資料8の「キャッシュレス決済プレミアムポイント事業」業務の業務登録についてご説明いたします。

本事業は、国が推進しますキャッシュレス決済を促進しつつ、市内経済の活性化を後押しするため、町田市内の対象店舗においてキャッシュレス決済サービス「P a y P a y（ペイペイ）」で支払いを行った消費者に対して、プレミアムポイントを付与するキャンペーンを実施するものでございます。これまで2020年度に第1弾、2021年度に第2弾のキャンペーンを行いました。このたび第3弾としまして、2022年7月1日から7月31日までキャンペーンを実施いたします。

キャンペーンの内容は、対象期間中に市内の対象店舗においてP a y P a yでお支払いをしますと、決済金額の最大20%分、金額にしますと、1カ月間で最大5,000円相当のポイントを付与します。そこで、今回はキャンペーンの利用に当たり、P a y P a yの利用登録の際に収集する最低限必要な情報と事業のアンケート情報について登録を行うものです。

3ページ中ほどをご覧ください。

「対象となる個人の範囲」は、『「キャッシュレス決済プレミアムポイント事業」利用者』となります。

続いて、4ページをご覧ください。

本事業で収集する個人情報の項目は、(1)の「基本的項目」の「氏名（識別番号）」「性別」「生年月日（年代）」「電話番号」、(5)「財産・収入に関する項目」の「取引状況」となります。「氏名」、「電話番号」は、利用者がキャンペーンに参加するためP a y P a yの利用登録をする際に必要となり、「取引状況」は対象店舗におけるP a y P a yでの決済に対してポイントを付与するために必要となる購買情報でございます。また、「性別」、「生年月日」は、事業効果をはかるアンケートを実施する際に収集いたします。

最後に、5ページをご覧ください。

本事業では、スマートフォンを利用し、二次元バーコードによる決済を利用するため、その決済サービスを有するP a y P a y株式会社へ外部委託を行います。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長 本件につきましてご質問はありますでしょうか。

小 林 教えていただきたいんですが、第1回目が2020年、2回目が2021年、今回3回目ということで、概算で結構ですけれども、過去2回の利用者数と利用金額、それと、今回はどの程度を目指しているのかということをお願いしたいと思えます。

担当者 まず、1回目、2回目の利用者数でございますが、1回目に関しましては28万4,000人です。2回目が30万4,000人、今回はそこにちょっと加えまして、33万4,000人を目標にしております。

決済総額になりますけれども、この期間中にP a y P a yでお買い物をした額です。1回目は2カ月間ございましたので、2カ月間で92億1,000万、第2弾は1カ月間で38億円、今回は1カ月間でございまして、50億円を想定してございます。

会 長 ほかにご質問はありますでしょうか。よろしゅうございますか。

石 井 個人情報記録の項目で「基本的項目」のところなんですけれども、こちらの情報というのは、P a y P a yさんに利用者が登録している情報をP a y P a yさんからもらってくるという考え方でよろしいのでしょうか。

担当者 流れとしましては、もともとP a y P a yのアプリを登録している方がいて、それでお買い物をされると、お買い物をした情報がP a y P a yさんのほうで購買履歴という形で残りますので、それをアンケート調査するときにこちら側に情報提供していただくという流れになります。

石 井 そうすると、(5)の④「取引状況」というのは、例えば町田のお店で私が何かを買いましたという情報がP a y P a yさんのほうからそのまま流れてくると思うんですけれども、「基本的項目」のほうの内容も、私は町田市に住んでいますけれども、町田市に住んでいない方もこれって使われますよね、このキャンペーンは。

そうすると、その情報は結局、P a y P a yのアカウントを作るときに登録した情報をもとに、私は町田市民だけでも、町田の市役所に登録している情報ではなくて、そこが間違っていなければイコールなんですけれども、町田の市役所に届けている情報というわけではなくて、P a y P a yのアカウントを作るときに登録した情報を使わせていただくという考え方でよろしいですね。

担当者 町田市側で情報をもらうのは個人の名前ではなくて、あくまで識別番号という形

になっていますけれども、町田市内の店舗で利用された購買履歴のデータをもとに抽出していただいて、こちらでアンケートを作るという情報の流れになる感じです。その中に一部、町田市外にお住まいの方の購買履歴も当然入ってくるとは思いますが、もちろんです。

石 井 この「基本的項目」の中にも書いてありますけれども、今おっしゃった識別番号というのは、P a y P a y さんの中での自分の振られている番号という意味ですか。

担当者 利用者がP a y P a y にアカウントを登録するときに自動付与されるユーザー I Dをこの識別番号と言っております。

石 井 P a y P a y のアカウントについている、私だったら私の番号ということですね。この識別番号というのは。

担当者 そのとおりです。

石 井 わかりました。ありがとうございます。

会 長 ほかにご質問はありますか。よろしいですか。

それでは、ご意見はございますでしょうか。よろしゅうございますか。

基本的にプレミアムポイントを提供するというところでございますので、市民の利便のためにはよろしいのではないかと思いますけれども、個人情報の運用については当然慎重にやっていただくことと存じますので、改めて申し上げることはいたしませんので、市長諮問どおり本件について承認したいと思いますが、いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

会 長 では、承認させていただきます。よろしく願いいたします。

続きまして、議題の9、報告でございます。続けてお願いいたします。

担当者 それでは、資料9の「産業交流展出展支援」業務の廃止についてご説明いたします。

本事業は、東京都が主催します産業交流展に出展を希望する事業者への支援を行っておりましたが、当課で別途行っております産業見本市出展事業補助金により、国内で行うさまざまな展示会への出展支援が充実してきたところから、2021年度をもちまして「産業交流展出展支援」業務が終了いたしましたので、個人情報業務登録票の廃止をいたすものでございます。

説明は以上でございます。

会 長 本件につきましてご質問はありますでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、ご意見はございますでしょうか。よろしゅうございますか。

本件は「産業交流展出版支援」業務が終了したための廃止でございますので、市長報告どおり承認したいと思いますが、いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

会 長 では、承認させていただきます。どうもご苦労さまでした。よろしく願いいたします。

続きまして、議題の10、諮問でございます。

説明員の自己紹介をお願いいたします。

担当者 環境資源部循環型施設整備課長、田中と申します。よろしく願いいたします。

担当者 同じく担当課長の波戸場です。よろしく願いいたします。

担当者 同じく主事の石亀と申します。よろしく願いいたします。

会 長 それでは、ご説明をお願いいたします。

担当者 それでは、資料10、「循環型施設プロモーション事業」業務の業務登録についてご説明させていただきます。

「循環型施設プロモーション事業」業務は、循環型施設整備事業の一環として、施設整備に関するイベントや愛称の募集等により、環境問題への意識向上や施設に対して関心を持っていただき、末永く愛される施設とすることを目的としております。このたび町田市バイオエネルギーセンターの稼働開始に伴い、施設の愛称募集を実施いたします。また、その他各種イベントなどの実施に伴い、応募者から個人情報を取得するため諮問するものです。

それでは、3ページをご覧ください。

個人情報業務登録票です。循環型施設についてイベントなどを行う際に、参加希望者から連絡先などの必要な情報の提供を受けます。

続きまして、5ページをご覧ください。

個人情報外部提供登録票になります。イベントなどで募集した作品を表彰する際に、市ホームページや広報などにて受賞作品や受賞者を市民等へ公表いたします。

最後に、6ページをご覧ください。

個人情報コンピュータ処理等登録票です。イベントなどの募集を行う際に、広く

応募者を募るため、電子メールやファクシミリを用いて提供を受けます。また、受賞作品などをホームページにて提供いたします。

説明は以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

会 長 本件につきましてご質問はありますか。よろしゅうございますか。

それでは、ご意見はございますでしょうか。よろしゅうございますか。

では、本件につきまして市長諮問どおり承認したいと思いますが、いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

会 長 では、承認させていただきます。よろしく願いいたします。

続きまして、議題の 11、報告でございます。

説明員の自己紹介をお願いいたします。

事務局 事務局の吉田と申します。よろしく願いいたします。

会 長 それでは、ご説明をお願いいたします。

事務局 それでは、資料 11、「療育技術指導」、「福祉講座」、「施設運営管理」、「ボランティア受け入れ」、「実習生受入」、「災害時要配慮者支援（ひかり療育園）」、「ひかり療育園在り方検討」業務の廃止について説明させていただきます。

2022 年 4 月 1 日をもってひかり療育園を民営化いたしました。そのため、ひかり療育園で扱っていた業務を廃止するものでございます。

なお、一部業務については障がい福祉課が引き継いでおります。現在登録内容の見直しを行っておりますので、準備が整い次第、順次、当審議会に諮問させていただきます。よろしく願いいたします。

説明は以上でございます。

会 長 本件につきましてご質問はありますか。よろしゅうございますか。

本件は、ひかり療育園の廃止、民営化ということでございますので、ご意見を承る必要はないと思いますので、本件につきまして市長報告どおり承認したいと思いますが、いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

会 長 では、よろしく願いいたします。

続きまして、議題の 12、個人情報保護法の改正に伴う個人情報及び情報公開制度の変更について、事務局からお願いいたします。

事務局 それでは、資料 12-1 についてご報告いたします。

前回の第 1 回審議会におきましてご質問がありました、多摩 26 市の審議会委員の構成についてご説明いたします。

内容といたしましてはこちらの別紙のとおりになっておりまして、3 市を除いて公募の市民が含まれているという内容になっております。

「※」がついておりますけれども、「学識等」という中には、元市・都職員、もしくは学校長とかの教員関係者、システム関連業務の経験者なども含まれております。

こちらの説明については以上になります。

事務局 それでは資料 12-2 に基づきまして、個人情報保護法の改正に伴う国の動向と、それを踏まえた町田市の対応の案についてご説明をいたします。

まず、資料 12-2 の 1 ページをご覧ください。

前回の審議会以降の動きについてこちらに整理をしました。今回の法改正のうち、地方自治体に関して定めた部分の施行日——この施行日というのは、この日から新しい決まり、新しい法律に従いますよという日付のことを施行日といいますが、これを来年の 2023 年 4 月 1 日としますということが 4 月 20 日に発表されました。これまで 2023 年春という言い方をしていたんですけども、正式に 4 月 1 日になりますということが公表されました。

また、この 4 月 20 日同日に、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）の改正版が公表されました。

少し日付があきまして、4 月 28 日に行政機関等に向けた事務対応ガイドと Q&A の更新版がそれぞれ公表されております。今後、こうしたガイドラインですとか、Q&A などを参考にしながら、来年 4 月 1 日の施行に向けて準備を進めてまいります。

続きまして、2 ページをご覧ください。

今回の個人情報保護法の改正につきまして、本審議会の学識委員の先生方に事前にアドバイスもいただきまして、そうしたアドバイスなども参考にしながら、改正の要点、どういうことを行われようとしているのかというところが少しでもわかりやすくなるかと思ひまして、条例に基づく——現行の町田市の条例で定めたルールということですね。それと、改正後の法律の考え方、それを踏まえて町田市はこう

いう対応を考えていますという方向性について整理をいたしました。本日はこの資料をご覧いただき、委員の皆様からご質問、ご意見等をぜひいただければと存じます。

まず、論点の①です。「個人情報の定義について」なのですが、特に死者、亡くなられた方の情報の取り扱いについての部分です。現在の町田市の条例では、死者を除外する規定が特にありません。改正法では、個人情報というのを「生存する個人」に関する情報というふうに言っていますので、死者は個人情報保護法の守備範囲、枠組みから除外されることとなります。ただし、この死者、亡くなられた方の情報が同時に遺族の方にとっての情報にもなるという場合は、これは遺族の方にとっての個人情報ということに整理されますので、こうなると法律の守備範囲に入ることです。死者の情報をどう取り扱うかということ、個人情報保護法のルールとは別の制度として、各自治体、市役所が条例を作ることは可能と整理をされております。

町田市としては、まず、遺族の情報に関しては個人情報保護法に基づいて開示できるということ。それから、死者の方の情報については、遺族の方に情報提供をするという形で対応ができると考えておまして、死者を対象にした独自の制度、独自の条例制定は現在のところでは行わないという考えでおります。

続いて、論点の②です。「議会の個人情報保護制度について」、引き続き資料の2ページの下段のところ。現行の町田市の条例では市議会も対象の範囲となっておりますが、改正後の個人情報保護法では議会が対象から除かれております。これを踏まえて、町田市でも市議会に特化した個人情報保護条例というものの制定が必要であると考えてございます。

続きまして、3ページをご覧ください。論点の③「要配慮個人情報の取扱いについて」です。

現行の条例では、要配慮個人情報、いわゆるセンシティブな個人情報は、法令の定めがある、または職務執行上必要不可欠な場合で、審議会に諮問し、その答申に基づいて行う場合を除いて収集してはいけないこととしています。まさに今日審議をいただいたとおり、登録票の中にこういう項目がありますということを含めてきちんと諮問をして答申いただくというステップを踏む必要があることを今の条例でもうたっております。

改正法では、人種、信条、社会的身分、病歴、犯歴など、要配慮情報を収集することの制限について特に定めがありません。こういう情報の取得制限をかける、こういうことをしないと集めてはいけないというふうに制限をかけることを自治体の条例で決めることは認められませんという考え方が示されています。また、各自治体の実情によって、法律に書かれている以外の情報を要配慮情報として条例で定めることはできますというふうに整理をされています。

こうした法律の考え方等も踏まえまして、現行の町田市の条例と改正法でいう要配慮情報に関して大きな差異、大きな違いはないということ、それから、要配慮情報として法律以上に何か定めても、取得をすることに関して大きな影響がないということがありますので、町田市独自の要配慮情報を定めることは現在考えておりません。

また、要配慮情報を収集するのであれば、例えば審議会へ諮問することというルールを設けることを考えますと、このルールがあることは取得制限に該当してしまうので、要配慮情報であっても、現在のように審議会に諮問するというプロセスは踏めないというふうに解釈してございます。

続いて、4ページ、論点の④でございます。「個人情報登録簿や、個人情報ファイル簿の作成・公表について」でございます。

現在の町田市の条例では、個人情報を収集するときはまさに本日審議をいただいたとおり、必要な事項を審議会に諮問して、個人情報登録簿に登録する。登録簿ほか必要な資料をそろえて、諮問をして答申をいただく。それで登録をするという流れを踏むわけでございますが、こうした登録に関する帳簿につきまして、この資料で改正法の考え方を整理しております。

まず、この個人情報ファイルというのは、個人情報をデータベース化したものと考えていただくとわかりやすいかなと思います。このデータベース、個人情報ファイルに1,000人以上の情報が掲載されている場合、この個人情報ファイル簿の作成・公表が義務づけられているということになります。皆さんに今日ご審議いただいたような登録簿、現在の登録簿に相当する資料を作る。それから、それを公表するということについては法律上は特に定めがありませんが、こういうものを公表することも可能ですというふうにされています。

これらを踏まえまして、町田市では、現行の個人情報登録簿に相当する、まだ仮

の名前でございますが、「個人情報管理票」といったものを各課が作成し保管をするといった運用をしていきたいと考えております。現在のように審議会に1つずつ丁寧に諮問をしてというプロセスはなくなりますけれども、この管理票を作成する際は、我々市政情報課との事前の協議をきちんと義務づけて、個人情報保護・情報公開に関する制度の信頼性をきちんと確保、維持してまいりたいと考えております。

続いて、論点の⑤です。「個人情報の開示」と「公文書の公開」、2つの制度の整合性についてです。現在、町田市では個人情報の開示を個人情報保護条例に基づいて行っています。公文書の公開というのは、情報公開条例に基づいて手続をそれぞれ進めてまいりますが、法改正後、仮に同じ請求を双方にいただいた場合に、その結果が異なってしまうような事態になってしまうとちょっと心配ですねというご助言がありました。

町田市では、今回の法改正に併せまして、こういう情報は開示できないという不開示情報ですとか手数料、期限などの条件が整合するように、情報公開条例のほうも併せて改正をする考えでおります。

続いて、5ページです。論点の⑥ですね。「開示決定の期限、決定の延期の限度期間について」です。ありていに申しますと、現行の町田市の条例と改正法とでは、町田市のほうが実際問題締め切りが早いんですね。何かこういう情報を見せてくださいと言われて、それを見せられますとか、見せられませんという返事をする締め切りが町田市のほうが早いというのがあります。法律の考え方として、法律のルールより期限を長くすることは認められません。ただ、縮めて厳しくすることは問題ないという考え方がされています。

そこで、町田市では、開示の期限を法律のルールに合わせて緩めるのではなくて、現行条例の規定を維持して、開示については14日以内のままというので引き続き運用したいと思っています。決定の延期については、これは改正法の考え方に沿うことになるので、最長が44日になるということです。ですから、法律が変わったことで、今までよりものんびりしてしまうことにはならないようにルールを整理するということになります。

論点の⑦「行政機関等匿名加工情報の提供について」です。匿名加工情報というのは、個人情報を含むデータを特定の個人を識別できないように加工したもののこ

とを匿名加工情報と言います。いわゆるビッグデータといいますか、大量の情報から、例えば市役所であれば何か施策の方向性を考えていくといったことは考えられるかと思いますが、改正法ではこういう匿名加工情報を外部提供する制度の創設を行政機関に求めています。ただし、当面の間、国、都道府県、政令指定都市以外はこの制度の創設は任意で、作っても作らなくてもいいですよというふうに位置づけられています。

町田市では、先行自治体、国や都道府県、政令市等の取組に注視しながら、一般市にも義務化された時点で対応するというふうに考えておりまして、現時点ではこの匿名加工情報の提供に取り組むことは考えてございません。

6 ページ、最後です。論点の⑧「審議会の役割について」でございます。現行の条例では、個人情報の収集、目的外利用、外部提供等について審議会が諮問を受けて審議し、答申するという役目を審議会に担っていただいているということになります。また、情報公開や個人情報保護制度の運用に関する重要な事項について諮問を受け、審議し、答申するという役目も担っていただいています。

これに対して改正法では、審議会に諮問するのは、「個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるとき」と限定をされています。「特に必要であると認めるとき」の例えばとして、今回公表されたQ&Aではこちらの3つが書かれていました。

来年4月以降の審議会の役割として、具体的な事例を想像して今お話しするのはなかなか難しい状況ではありますが、例えば個人情報保護法施行条例の改正ですね。保護法を市役所としてどういうふうに運用していくのかというルールのような個人情報の取り扱い、情報公開に関する重要事項について諮問に応じ、審議・答申するという役目を担っていただくのかなと考えております。本日、特にこの論点⑧の部分について、委員の皆様から率直にご意見をいただければ幸いです。

長くなって申し訳ありません。説明は以上でございます。

会 長 どうもありがとうございました。

本件につきましてご質問はありますか。

今のご説明、内容をご理解いただけましたでしょうか。

鶴 田 審議会の役割について、質問というか、確認です。

資料の6ページの改正法のところでQ&Aの紹介があって、3つ紹介が出ていま

す。一番上の部分が、運用のルール細則を設定する場合に審議会に諮問をして、答申を求めるという点、それから、3つ目の条例改正の場合にも同じように答申を求めるといふ点、これは審議会の役割としてわかりやすいと思うんですが、真ん中の「法律の範囲内で地域の特殊性に応じた必要性」、自治体の特殊性に応じた必要性がある場合に、いわば例外的に審議会の答申を求めるといふことが想定されているやに思います。

それで、ちょっと資料の3ページに戻って、改正法のところの一番下にも「自治体の実情により、その他の情報を条例で要配慮情報として定めることができる」とあって、この自治体の実情に応じた要配慮情報であったり、地域の特性に応じた必要性のあたりの具体例がどんなものがあるのかなと私も考えてみたんですけども、なかなか思い浮かばなくて、町田の特性という、JRと小田急が乗り入れていて、非常に大規模な駅があって、そこから来る人の流れの多さみたいなところが近隣の自治体と比べて大きいのかななんて思ったりしたんですけど、そうはいっても、じゃ、具体的に何が審議会の諮問事項なり答申事項なりになってくるのかがいまいち思い浮かばなかったんです。今、職員のほうで、こういうものがもしかしたら当たるかもしれないなというようなものがあれば、不確定でもいいので幾つかご紹介いただければありがたいんですけども、ありますか。

事務局 実は我々も鶴田委員と同じように考えてはみたんですけども、町田で独自に個人情報保護に関して何かしらの特殊性があるかという、なかなか難しいのかなと。我々もちょっと想像ができないところでして。なので、先ほど言ったQ&Aの2番目については、我々では特に該当するところがないのではないかなと捉えているところではあります。もうちょっと小さなコミュニティとかで、近隣が誰もが知っているようなところを地域の特殊性といつて捉えているのかなというふうはこちらでは理解しているところなんですけれども。

風 間 この件で僕がすぐ頭に浮かんだのは、公共団体の特殊性というのは、米軍の基地があって、騒音なんかほかの自治体ではないところもあるので、そういうのが特殊性になるのかななんて感じましたけれども、どうなんでしょうか。

事務局 おっしゃるとおり、例えばそういったものも当たるかなと思いますが、個人情報の扱いをそれによって変えるかどうかというのはまた難しいところかなと。米軍があるから個人情報の扱いをどうしようといふところは余りないのかなと考えて

いまして、もちろんそういった米軍があるからというのも特殊性には当たるとは思っています。

会 長 ほかにございますか。

嘉 藤 全体的なところをお伺いしたいんですが、今後、施行条例を制定するに当たって、この審議会の諮問手続を踏むということなんでしょうか。

事務局 条例については審議会で当然ご紹介はしますし、また、こちらで議論した内容を条例に反映していきたいと思いますが、審議会に諮問するということところまでは今のところ考えていないところです。

嘉 藤 そうしますと、今お話しされている内容というのは、方向性について審議会に諮問という形ではなく、情報提供してご意見があれば承るという、そのような形を今とっているということになるんでしょうか。

事務局 そのとおりでございます。

会 長 ほかにございますか。

嘉 藤 今日ご提示いただいたもので、簡単に気づいた点について幾つかお話ししますと、まず、死者の情報については情報提供で対応可能とありますが、現行の条例の施行規則では遺族の方にどのような情報を提供するのかということまでかなり細かく規定されておりますので、それを内部ルールにするという形で対応を考えられているのかということがまず1つですね。

その場合に、基本は公文書管理の問題なので、個人情報としては出ないということが大前提で、遺族の方の今お話ししたようなものに該当する方に関しては情報提供という形をとるのかどうかということですね。その場合に、死者の方について別途ファイルをつくる必要があるかどうか、これは死亡された方についてどのぐらい情報が残るかということに関わってきますけれども、その点はある程度シミュレーションした上で、別途ファイルをつくる必要があるということであれば、少なくとも内部規則で何らかの文書管理についての定めを置く必要があるかもしれないと思いますので、その点をご検討いただければと思います。

2点目です。あとは、個人情報の登録簿を1,000人未満であっても作られるというのは非常によいことだと思いますので、その様式については審議会のほうにも情報提供いただければと思います。

そして、審議会の役割ですけれども、諮問という形はとらずとも、報告という形

はとれると思いますので、どこまでそれが必要になるのかどうかというところの仕分けですね。こちらもお願いできればと思います。

また、決定期限はこちらの法よりも短い形を維持されるということも望ましいことだとは思いますが、実務上、実際に大量な請求が来る可能性が当然ありますので、その請求を受ける段階での補正ですね。この現在の在り方についても確認が必要になるかと思います。

差し当たり気づいた点について指摘ということで、回答を求めるものではありませんので、ご承知おきいただければと思います。以上です。

会 長 基本的に当審議会、情報公開と個人情報保護と両方の、要するに市政情報全般についての政策のこれからの実施について基本的にどう考えるかということは、当然、今後とも新しい審議会の守備範囲であろうと存じるところですけれども、ただ、そこで具体的にどう運用していくのか。それが今の形で諮問はできないけれども、報告はどこまで、どれだけの報告をどれだけするのか、これはもちろん開催の回数とも関わってくることだと思いますけれども、年に何回開会して、そこでどれだけの報告を受けて、それが2時間なら2時間の時間の中で処理しきる情報だとして、何回開会すればいいか。結局、そういったことも含めて考えていくことが新しい状況への対応として必要だろうと。

議会の個人情報保護条例は、これは議会のものでありますから、こちらが基本的に言うことではないんですけども、ただ、具体的な案を示さないと議会のほうでも作れないだろうという感じはするわけですけれども、その辺、どうなんでしょうか。

事務局 今日資料としてというか、それこそ議会との守備範囲の問題もありますので、用意はしていないんですけども、全国議長会のほうから条例の例ということで、ひな形が全国の議会には共有をされている状態なので、例えばそういうものも各自自治体が参考にしながら条例案として作っていくことになろうかと思います。

嘉 藤 今ご指摘のとおりです。他方で、東京都は不服申し立てした場合に別途審査会を設けていますので、議会のモデルの形だと町田市と同様なんですけれども、審査会で対応していますので、そちらに一本化するかどうかというのは1つの議論になろうかなと思います。

内容面については、そのモデルのほうに恐らくほぼ自治体は準拠して作成されるだろうと思われます。以上です。

会 長 そうですね。審議会だけじゃなくて、審査会の在り方も関わってくるということですね。

事務局 不服申し出があった場合の審査会のしつらえというところだと思いますけれども、東京都と町田市とで大分体力というか、体制が異なりますので、議会専門のものとして審査会を立てられるかという、町田市の実情からするとちょっと難しいかなというところもありますので、そのあたりも考えながら、審査のほう、不服申し立てがあった場合の体制についても検討を進めているところでございます。

会 長 ほかに……。

島 田 ちょっと初歩的なことなんですけど、議会を今回除いた法律の趣旨は、具体的にどうという理由で除いたんですかね。

事務局 これは、国のほうのもうちょっと大きな視点からの考え方が地方にもというところなんでしょうけれども、国でも裁判所であるとか、国会という組織に関しては別の法律にのっかって、独立性を保つべきであるという考え方でもともと国レベルのところから整理をされて、それが地方にも同様の考え方として流れてきているということですね。議会に関しては独自、市長とか教育委員会とは別の形でそういう規制がかかるべきという考え方だと思います。

事務局 国等の説明会では、議会については議会の自律的な運用に任せるべきという説明がございました。報告としてつけ加えさせていただきます。

会 長 個人情報保護法という法律自体、国の行政に関わる個人情報の保護に関する法律であって、国会あるいは裁判所についてはまた別々に法律が作られている、これが現状ですよ。したがって、地方公共団体についても議会に関わるものは別途独立してやるべきだと。要するに、行政に関わる範囲ではないということなんだと思いますけれども、それでよろしいのでしょうか。

嘉 藤 お見込みのとおりではございます。議会の個人情報保護につきましては、基本的には議会局が保有している文書の扱いということになりまして、議員さん個人が持っている個人情報は範囲外になりますけれども、ただ、それでよいのかという別の問題があるので、議会局のほうでは議員さん個人が持っている個人情報の扱いについてやはり何らかのルールはある程度必要だろうと思われまますので、その点は議会局のほうでもご検討いただければと思います。以上です。

会 長 ほかにございますでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、今の状況を踏まえて、また来月、さらに進んだ形で新しい制度の制定に向けて事務局のほうで対応していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。大変ご面倒な仕事ですし、国のいろいろな話がこれから先も急にやってくる可能性はありますので、そうした場合に緊急に対応してやっていただくということ、大変ご面倒をかけますけれども、よろしく願いいたします。

ということで、本件につきましては本日のところここまででよろしゅうございましょうか。

それでは、議題の 13、その他に入ります。

事務局、お願いいたします。

事務局 事務局から次回のご連絡をしたいと思います。

次回は、2022 年 6 月 13 日（月曜日）、場所としては何ものなければ同じ、こちらの 2-2 の会議室で行いたいと思います。皆様、ご予定のほどよろしく願いいたします。

会 長 ありがとうございました。

それでは、これをもちまして本日の会議を閉じさせていただきます。どうもありがとうございました。

午前 11 時 28 分閉会